

議案第 4 7 号

岩倉市印鑑条例の一部改正について

岩倉市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市印鑑条例の一部を改正する条例

岩倉市印鑑条例（昭和50年岩倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第5条第2項第2号中「氏名」を「氏名、旧氏」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては氏名及び当該通称）

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第11条第1項中「第7号」を「第6号」に改める。

第14条第1項中「氏名、氏」を「氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第5条第2項、第6条第1項第3号及び第14条第1項の改正規定は、令和元年11月5日から施行する。